

滋 環 審 第 8 号  
令和6年(2024年)12月10日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県環境審議会  
会長 清水 芳久

滋賀県の環境影響評価制度(環境アセスメント制度)の見直しについて  
(第1次答申)

令和6年(2024年)9月26日付け滋環政第798号で諮問がなされた、このことについては、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので答申する。

滋賀県の環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しについて  
（第1次答申）

令和6年（2024年）12月  
滋賀県環境審議会

## 1 諮問および審議の背景・経緯

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、大規模な開発行為を行う際に、事業者自らが事業実施に伴う環境への影響を事前に調査、予測、評価し、その内容を公表し、住民や関係自治体などの意見を聞きながら環境保全措置を検討し、事業計画に反映していくことで環境保全や事業実施に係る合意形成を進める手続きである。

本県では、昭和 56 年（1981 年）に「滋賀県環境影響評価に関する要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、環境アセスメント制度の運用を進めてきた。また、平成 10 年（1998 年）には、制度の根拠の明確化を図る観点から「滋賀県環境影響評価条例」（平成 10 年滋賀県条例第 40 号。以下「条例」という。）を制定した。それ以降、これまでに、82 件の事業に同制度を適用し、環境保全や事業実施に係る合意形成の促進に成果を挙げてきたところである。

一方、この要綱や条例の対象事業および対象規模要件の多くは昭和 50 年代に検討されたものである。当時の本県では、琵琶湖総合開発事業など大規模事業が相次いで計画され、琵琶湖の富栄養化による影響が顕著に現れていた時期であり、水質保全や水源涵養機能の維持を図る必要があるといった本県の地域性や無秩序な開発の抑制等の観点から、必然的に全国的にも厳しい対象規模要件が設定されたところである。

このため、県内市町からは、要綱制定以降の環境改善の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、制度の見直しを望む声も挙げられているところである。

特に、産業誘致に関しては、今後の人口減少、人手不足、地域社会の維持など、様々な社会課題に対応すべく国全体で「産業立地円滑化のための土地利用転換の迅速化」を進める動きが加速化しており、本県の環境アセスメント制度についても、近年の環境基準の達成状況や各種環境法令の整備状況等を踏まえ、環境保全と産業振興のバランスの観点からの見直し検討が必要となっている。

このような認識の下、令和 6 年（2024 年）9 月 26 日付けで滋賀県知事から諮問がなされた事項のうち、ここではまず、本県の環境アセスメント制度の見直しのうち、条例別表第 12 号に掲げる工業団地の造成事業（以下「工業団地」という。）および同第 15 号に掲げる工場の造成事業（以下「工場」という。）に係る見直しの基本的な考え方と今後の検討の方向性について検討を行うとともに、前述のような状況の変化を踏まえた「工場」の面積要件の見直しの必要性についても検討を行い、これらの結果を第 1 次答申としてとりまとめたものである。

今後も、引き続き、本県の環境アセスメント制度について、その手続きの迅速化や面積規模要件の見直しの必要性について検討を行い、順次答申としてとりまとめる予定である。

## 2 滋賀県環境影響評価制度の見直しについて

### (1) 基本的な考え方

環境アセスメント制度の対象となる大規模事業は、長期間の造成工事が必要になるとともに、施設の完成後に人の流れや物流等が大きく変わる等、周辺環境に大きな影響を与えることとなる。

環境アセスメント制度は、その手続きの中で、工事中および施設完成後の周辺環境への影響を幅広く予測、評価し、住民等の意見も聞きながら環境影響を回避・低減するための環境保全措置を検討し、工事計画や事業計画に反映させることで、環境配慮や事業実施に係る合意形成を進めるためのプロセスであり、環境自治や持続可能な開発の先駆けともいえる制度である。

近年、本県では、水質や大気環境の保全といった、従来の公害防止等にとどまらず、気候変動や生物多様性の保全といった世界レベルでの環境問題にも対応していくことが求められており、持続可能な開発を続けていくことは益々重要なものとなっている。

このような持続可能な開発という観点では、従来の事業の規模に着目することのほか事業が実施される場所にも着目すべきであり、制度の見直しを通じて、産業立地の適切な誘導に繋げていく必要がある。そのため、県内を「環境が保全されるべきエリア」と「産業振興を図るべきエリア」等に区分し明確化した上で「産業振興エリア」の中で手続きの迅速化や面積規模要件の見直しを検討していく必要がある。その際、土地改変は一旦行ってしまうと元に戻すことが困難であること、水・土壌・大気・動植物・生態系などの自然資本が持続可能な社会・経済活動の基盤であることを十分に認識した上で、環境アセスメント制度が目的とする「環境保全」や「合意形成」のプロセスが失われないよう、十分に注意しながら慎重に検討を進めて行く必要がある。

### (2) 今後の検討の方向性

#### エリアの区分・明確化について

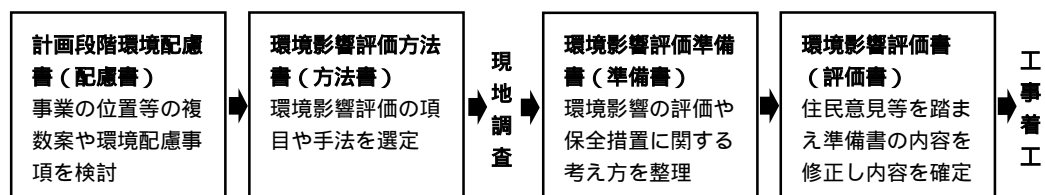
これまで、「工業団地」や「工場」の造成といった面的開発事業では、事業が実施される面積に着目して手続きの要否を判断してきた。また、森林地域や自然公園においては、造成に伴う環境影響が大きいと考えられることから、より小さな面積規模の造成事業も手続きの対象としてきたところである。その一方で、今後は、前述のとおり事業の規模だけではなく事業が実施される場所にも着目する必要があること、県内でも気候変動の影響や生物多様性の損失といった地球規模の課題が顕在化していることを踏まえれば、まずは、県内を「保全エリア」と「産業振興エリア」等に区分・明確化し、その上で、手続きの迅速化と面積要件の見直しの議論を進める必要がある。具体的には、県が主体となって県内を「保全エリア」と「産業振興エリア」等に区分・明確化していくための考え方を示し、市町が示した「産

業振興エリア」の中で手続きの迅速化や面積規模要件の見直しが図られるような仕組みについて検討を進める必要がある。

#### 手続きの迅速化について

平成 25 年 3 月の計画段階環境配慮書手続きの導入後、本県で実施された環境アセスメント手続きでは、森林地域で計画された事業で約 4 年、造成地で計画された事業で 2 ～ 3 年の期間を要している。一部の市町からは「早期に産業用地を求める企業のスピード感に対応できていない」との意見も出されており、市町とも連携しながら「環境保全」や「合意形成」のプロセスが失われないよう十分配慮しつつ手続きの迅速化や合理化の手法を検討していく必要がある。特に、他法令等と重複して手続きが求められる場合や、その趣旨や目的が同一と認められる手続きが他にある場合については、積極的に合理化が図られる必要がある。

#### < 条例の手続きの流れ >



#### 面積要件の見直しについて

面積要件の見直しに関しては、修復不能な環境影響が生じることや地元との調整がなされないまま事業が進められることがないよう、現行の対象規模要件を出来る限り維持するなど慎重に検討を行う必要がある。

特に、森林地域のような造成に伴う環境影響が大きいと考えられる場所で計画される事業については、環境影響に関する必要十分な調査、予測、評価がなされ、環境への影響が回避または十分に低減された上で事業がなされるべきと考えられ、このような場所で計画される事業の対象規模要件については原則維持することが必要と考えられる。

一方で、例えば、既に造成されている土地など造成に伴う新たな環境影響が生じる可能性が少ない土地等であって、事業実施に係る合意形成のプロセスが市町等の有する他の制度等で十分に担保されている場合には、面積要件を見直す（緩和する）余地があるものと考えられる。

### 3 「工場」の対象規模要件の見直しの必要性について

「工場」が周辺環境に及ぼす影響としては、工事車両や重機の稼働に伴う造成中の影響と施設からの排水や騒音等の発生といった稼働後の影響が考えられ、環境アセスメント制度では、これら造成中と稼働後の両方の環境影響の予測評価を求めている。

このうち、「工場」稼働後の環境負荷については、面積規模要件を検討した昭和 50 年代と比較し、環境関係法令の強化充実や企業の自主的な環境意識の高まりにより、発生する環境負荷は大きく低減している状況にある。

こうした現在の状況を勘案すると、現行 10 ヘクタール以上としている「工場」の面積規模要件については、他の面的開発事業の面積要件 20 ヘクタール以上と整合を図る方向で見直すことは妥当と考えられる。なお、この整合を図ることは、エリアの区分・明確化と併せて議論されることが望ましい。

以上